

国立大学法人鹿屋体育大学と垂水市との連携に関する協定書

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「甲」という。）と垂水市（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、緊密な連携・協力関係を構築するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- (2) 健康及び福祉の充実に関すること。
- (3) まちづくり、地域産業の活性化に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) その他両者が必要と認める分野に関すること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 国立大学法人鹿屋体育大学長

乙 垂水市長

松下雅也



尾脇雅彦

